

議案第17号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第17号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 3 月13日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例

平成19年3月13日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及
び財産の取得又は処分について定めるものとする。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない
財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに
係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。